

全力で双葉郡を守る消防職員の生の声

第13回双葉地方広域消防職員意見発表会

■日 時 平成26年11月12日(水) 午後1時半～3時  
 ■場 所 広野町公民館 2階 大会議室  
 ■入場料 無料  
 ■問 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 総務課 ☎0240-25-8523

対策工事は今年の年末までに申し込みを

地デジ難視対策支援事業が来年3月で終了します

国が実施している地上デジタル放送難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末で終了します。期限までに対策工事を完了するには、遅くとも平成26年中の申し込みが必要です。特に積雪地域では冬期間の工事が出来ませんので、早めの申し込みをお願いします。  
 ■問 総務省 地デジコールセンター ☎0570-07-0101

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(広野)

環境影響評価方法書の縦覧・説明会を開催します

■縦覧期間 平成26年11月11日(火)～12月10日(水) (土、日、祝日は除く。)  
 ■縦覧時間 午前8時半～午後5時15分  
 ■縦覧場所  
 ①福島県庁 生活環境部環境共生課 (福島市杉妻町2-16 西庁舎8階)  
 ②広野町役場 環境防災課 (広野町大字下北迫字苗代替35)  
 ③楡葉町いわき出張所 (いわき市中央台飯野3-3-1 いわき明星大学学生会館内)  
 ■説明会日時・場所  
 ①平成26年11月20日(木) 午後6時半～8時半 広野町公民館大会議室 (福島県双葉郡広野町中央1-1) ※中央体育館改修中のため、駐車場は広野町役場職員駐車場をご利用ください。  
 ②平成26年11月30日(日) 午後1時半～3時半 いわき明星大学人文系館3-101講義室 (福島県いわき市中央台飯野5-5-1) ※駐車場は第1学生駐車場をご利用ください。  
 ■問 東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ ☎03-6373-1111

相馬税務署

年末調整説明会を開催します

■日 時 平成26年11月18日(火) 午後1時半(受付は午後1時)～3時半  
 ■場 所 広野町公民館 大会議室 (広野町中央台1-1)  
 ■その他 中央体育館改修中のため、駐車場の利用台数には限りがあります。年末調整関係用紙は、税務署に届けのある住所あてに送付済みです。  
 ■問 相馬税務署 法人課税第一部門 ☎0244-36-3111

原発事故で被害を受けた人へ

賠償金などの申告相談をしています

■相談期間 平成26年11月28日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
 ■受付時間 午前9時半～午後4時  
 ■相談会場 ビアフレスコ内申告相談会場 (南相馬市原町区北原字境堀225)  
 ■予約方法 相馬税務署または最寄りの税務署へ電話で連絡する。  
 ■問 相馬税務署 ☎0244-36-3111

上位所得層は10月1日以降の窓口負担が変更されています

国民健康保険・後期高齢者医療

平成26年10月1日以降は下表のとおり変更になりました。引き続き医療機関などでの窓口負担が免除になる人は、窓口で必ず免除証明書を提示してください。

国民健康保険の医療機関などでの窓口負担

| 区 分             | 窓 口 負 担           |
|-----------------|-------------------|
| 所得600万円超(上位所得層) | 免除終了 平成26年9月30日まで |
| 所得600万円以下       | 免除継続 平成27年2月28日まで |

※上位所得層とは、基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

後期高齢者医療の医療機関などでの窓口負担

| 区 分             | 窓 口 負 担           |
|-----------------|-------------------|
| 所得600万円超(上位所得層) | 免除終了 平成26年9月30日まで |
| 所得600万円以下       | 免除継続 平成27年2月28日まで |

※上位所得層とは、基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯

■問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

写真付きのものは身分証明書として通用します

住民基本台帳カードのご利用を

■種 類 2種類(写真付きか写真なしかを選択)  
 ■有効期限 10年  
 ■申請先 町民保健課戸籍係  
 ■持参する物 印鑑、本人が確認できるもの(顔写真付きのものは1点、ないものは2点以上)。  
 写真付きを選択した場合は、縦4.5cm、横3.5cm程度の顔写真1枚  
 ■交付手数料 500円  
 ■所要日数 10日程度  
 ■問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

まだ申請していない人へ

臨時福祉給付金の申請受付期間を延長しました

平成26年10月1日までとしていた臨時福祉給付金の申請受付期間を、12月26日(金)まで延長します。対象者は町民税が課税されていない人です。申請書に必要な事項を記載し、必要な書類を添えて福祉介護課へ提出してください(郵送での申請も可)。申請書は既に6月下旬の広報配布物として発送済みですが、お手元がない場合は、お気軽に次の問い合わせ先に電話してください。  
 ■問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

上北迫の横田さん

皇室への献穀を辞退

町内大字上北迫の横田和希<sup>よこたかずき</sup>さんは、今年度の新嘗祭<sup>にいなめさい</sup>のため皇室に新米を献穀する予定でしたが、祖母の急逝により献穀を辞退しました。  
 ■問 産業振興課 農業振興係 ☎0240-27-4163